

相模原市小規模特定給食施設の栄養の改善に関する条例

平成15年6月30日

条例第27号

改正 平成17年12月21日条例第110号

平成18年12月25日条例第89号

令和3年3月25日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、特定かつ多数の者に対して、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設(施設外から提供を受けた食事を供給する施設を含み、健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。以下「小規模特定給食施設」という。)の設置者等に対し、栄養管理について報告を求め、同法第18条第1項第2号の規定に基づく指導及び助言を行う機会を確保し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(小規模特定給食施設の開始等の届出)

第2条 小規模特定給食施設を設置した者は、その事業を開始し、又は再開したときは、当該開始又は再開の日から1月以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規則で定める事項に変更があったときは、当該変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(報告の徴収)

第3条 市長は、小規模特定給食施設の設置者又は管理者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 2 津久井町及び相模湖町の編入の日前に編入前の津久井町及び相模湖町の区域内において小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例(平成11年神奈川県条例第42号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 3 城山町及び藤野町の編入の日前に編入前の城山町及び藤野町の区域内において小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月21日条例第110号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第89号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日条例第9号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。